

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

稲城市長 殿

申請者 住 所
(建物所有者 氏 名
又は代表者) 電 話

稲城市木造住宅耐震診断助成金交付申請書

稲城市木造住宅耐震診断助成要綱に基づく助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

耐 震 診 断 費 用		円（税抜き）		
住 宅 の 概 要	所 在 地			
	所有形態	☐ 単独所有 ☐ 共有		
	建築用途	☐ 専用住宅 ☐ 併用住宅		
	構 造	☐ 在来軸組工法 ☐ その他（ ）		
	規 模	地上 階 地下 階	延べ面積	m ² (うち住宅部分 m ²)
	新築時期	年 月 日 完成	増 改 築	年 月 日
耐震診断期間		年 月 日 から 年 月 日まで		
診 断 事 務 所 及 び 診 断 員				
添付書類		(1) 耐震診断費用の見積書の写し (2) 助成対象住宅であることが確認できる書類及び案内図 (3) 助成対象者であることが確認できる書類 (4) 助成対象住宅が共有物である場合にあっては、耐震診断に係る共有者全員の合意を示す書面 (5) 耐震診断を行う者が、第 2 条第 2 号に規定する診断機関であることを証する書類の写し (6) その他（ ）		
この申請に係る審査に、住宅の所有状況及び納税の状況について、公簿等により調査することに同意します。 氏 名				

同居人届

「稲城市木造住宅耐震診断助成要綱」の規定に基づき、同一住宅の居住者について下記のとおり届けます。また、稲城市木造住宅耐震診断助成金交付に係る申請の審査に伴う、住宅の所有状況及び納税の状況について、公簿等により調査することに同意します。

年 月 日

[illegible]

様

稲城市長

稲城市木造住宅耐震診断助成金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった稲城市木造住宅耐震診断助成金の交付については、下記のとおり交付することに決定したので、稲城市木造住宅耐震診断助成要綱第7条の規定に基づき、その旨を通知します。

記

1 助成対象住宅

建物名称 _____

所在地 _____

2 交付決定額 金 円

3 交付の条件 稲城市木造住宅耐震診断助成要綱の規定を遵守すること。

※ 上記の金額は交付の予定額であり、申請した耐震診断の完了報告後に、確定通知により交付額を確定します。

第 号
年 月 日

様

稲城市長

稲城市木造住宅耐震診断助成金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった稲城市木造住宅耐震診断助成金の交付については、下記の理由により交付しないことに決定したので、稲城市木造住宅耐震診断助成要綱第7条の規定に基づき、その旨を通知します。

記

1 助成対象住宅

建物名称 _____

所在地 _____

2 不交付の理由

- ※ 1 この決定について不服がある方は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、稲城市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、上記1の審査請求のほか、稲城市を被告として（訴訟において稲城市を代表する者は稲城市長となります。）、決定の取消しの訴えを提起することができます。期日は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内です。ただし、上記1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。
- 3 上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間を経過した後であっても審査請求をすることや決定の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

稲城市長 殿

住 所
氏 名
電 話

稲城市木造住宅耐震診断助成事業完了報告書

年 月 日付、 第 号により決定を受けた稲城市木造住宅耐震診断助成金の交付に係る耐震診断が完了したので、稲城市木造住宅耐震診断助成要綱第 8 条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

所 在 地	
耐震診断費用	円（税抜き）
耐震診断結果	
耐震診断期間	年 月 日 から 年 月 日まで
診 断 事 務 所 及 び 診 断 員	
添 付 書 類	(1) 耐震診断の契約書又はこれに代わる書類の写し (2) 耐震診断費用の明細書の写し (3) 耐震診断費用の領収書の写し (4) 耐震診断結果報告書の写し、図面（案内図、平面図等） 及び現地調査の写真 (5) その他（ ）

第 号
年 月 日

様

稲城市長

稲城市木造住宅耐震診断助成金交付額確定通知書

年 月 日付で完了報告のあった耐震診断に係る稲城市木造住宅耐震診断助成金について、下記のとおり交付額を確定したので、稲城市木造住宅耐震診断助成要綱第 9 条の規定に基づき、その旨を通知します。

記

1 助成対象住宅

建物名称 _____

所在地 _____

2 交付確定額 金 円

年 月 日

稲城市長 殿

住 所
氏 名
電 話

印

稲城市木造住宅耐震診断助成金交付請求書

年 月 日付、 第 号にて確定した稲城市木造住宅耐震診断助成金について、稲城市木造住宅耐震診断助成要綱第 10 条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 助成対象住宅

建物名称

所在地

3 振込先金融機関

振込口座	銀行 信金・信組 農 協			本店 支店
	口座名義（カ）	普通 ・ 当 座	口座番号	

私は、下記の者を代理人と定め、助成金の受領を委任します。

受任者（受取人）

住 所
氏 名

印

〔 法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名 〕

様

稲城市長

稲城市木造住宅耐震診断助成金交付決定取消通知書

年 月 日付、第 号で通知した稲城市木造住宅耐震診断助成金の交付決定について、稲城市木造住宅耐震診断助成要綱第 11 条の規定に基づき、下記のとおり取り消したので通知します。

記

1 取消しの範囲 全部 ・ 一部

2 取消しの理由

- ※ 1 この決定について不服がある方は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、稲城市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、上記 1 の審査請求のほか、稲城市を被告として（訴訟において稲城市を代表する者は稲城市長となります。）、決定の取消しの訴えを提起することができます。期日は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内です。ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内となります。
- 3 上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間を経過した後であっても審査請求をすることや決定の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。